

三朝町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 住宅 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編ロ-16-(12)で引用するイ-16-(12)（以下「附属第Ⅱ編16-(12)」という。附属第Ⅲ編においても同じ。）-① 1. 第2項第1号に定める住宅をいう。
- (2) 建築物 住宅以外の建築物をいう。
- (3) 擁壁 住宅又は建築物の敷地を保全するために設置される鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない構造の擁壁をいう。
- (4) ブロック塀 補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。
- (5) 対象建物等 住宅、建築物、擁壁若しくはブロック塀をいう。
- (6) 耐震診断 国要綱附属第Ⅱ編16-(12)-①3. 第1号イ及びロ又は第2号イ及びロに定める耐震診断をいい、別表1第2欄(1)に掲げるものとする。
- (7) 改修設計 国要綱附属第Ⅱ編16-(12)-①3. 第1号ハ又は第2号ハに定める耐震化のための計画の策定（工事監理を除く）をいう。
- (8) 耐震改修、建替又は除却 国要綱附属第Ⅱ編16-(12)-①3. 第4号、第5号、第6号、第7号、第8号又は第9号に定める耐震改修、建替又は除却をいう。
- (9) 耐震改修等 耐震診断、改修設計、耐震改修、建替又は除却をいう。
- (10) 設計図書 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第12号に定める書類をいう。
- (11) 木造住宅の耐震診断と補強方法 一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」をいう。
- (12) 指針 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号（別添））をいう。
- (13) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (14) 通行障害既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第6条第3項第1号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（鳥取県耐震改修促進計画に記載された建築物に限る。）をいう。
- (15) 防災拠点建築物 耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する建築物（鳥取県耐震改修促進計画に記載された建築物に限る。）をいう。
- (16) 緊急輸送道路沿道等建築物 国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第6号で交付対象となる住宅及び建築物をいう。
- (17) 避難路沿道等建築物 国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第7号で交付対象となる住宅及び建築物をいう。

- (18) 避難所等 国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第8号で交付対象となる建築物をいう。
- (19) 特定天井 国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第9号で交付対象となる天井をいう。
- (20) 耐震シェルター 地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（部屋型のものに限るで、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたものをいう。
- (21) 非構造部材 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔、その他建築物の屋外に取り付けるもの及び建築設備をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、三朝町耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物、擁壁（住宅又は建築物に付属するものに限る。以下同じ。）及びブロック塀の耐震診断及び耐震改修並びに住宅・建築物の建替及び除却（耐震改修に代えて行うものに限る。以下同じ。）を促進することにより、これらの安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを促進することを目的として交付する。

(対象住宅等)

第4条 本補助金の交付の対象となる住宅、建築物、擁壁及びブロック塀（以下「対象住宅等」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、擁壁及びブロック塀にあつては第1号の要件を除く。

- (1) 建築された時期がそれぞれ次に掲げるものであること。
 - ア 一戸建ての住宅については平成12年5月31日以前に建築されたもの（屋根瓦耐震対策及び非構造部材耐震対策を除く。）
 - イ 特定天井については平成26年3月31日以前に建築されたもの
 - ウ ア及びイ以外については昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- (2) 本補助金の交付申請を行う時点において、建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けているものでないこと。
- (3) 擁壁の場合にあつては、住宅又は建築物と併せて耐震改修等を実施する場合で、不特定の者が通行する道路に面したものであること。
- (4) 改修設計、耐震改修、建替、除却又は耐震シェルターの設置の場合にあつては、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると評価されたものであること。（特定天井の改修設計、耐震改修又は除却の場合にあつては、耐震診断の結果、当該特定天井の脱落の危険性があると判断されたものであること。）
- (5) 当該対象住宅等に係る耐震改修を行う場合にあつては、特定行政庁（建築基準法第2条35号に規定する特定行政庁をいう。）により地震に対して安全な構造となるよう勧告がなされたものであること。
- (6) 屋根瓦耐震対策及び非構造部材耐震対策の場合にあつては、昭和56年6月1日（木造建築物については平成12年6月1日）以降に建築されたもの、又は昭和56年5月31日（木造建築物については平成12年5月31日）以前に建築されたもののうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたもの若しくは耐震改修を実施したものであること。
- (7) ブロック塀耐震対策の場合にあつては、次のアからエまでに掲げるもの全てを満たす除却及びオを満たす改修であること。
 - ア 高さが0.6メートルを超えるもの
 - イ 不特定の者が通行する道路に面したもの
 - ウ 別表第1又は別表第2により安全対策が必要と判断されたもの

エ イ及びウの部分の全てのブロック塀について除却を行うもの

オ ブロック塀を除却した範囲に行う軽量なフェンス、生垣等への改修（エと併せて行うものに限る。）

（８） 国及び地方公共団体が所有しているものでないこと。

（補助対象者）

第５条 本補助金の交付の対象となる者は、町内に存する対象住宅等の所有者とする。

（補助対象経費）

第６条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第３の第１欄に掲げる対象建物等について同表の第２欄に掲げる事業（擁壁にあつては、住宅と併せて実施する場合に限る。以下「補助事業」という。）に要する経費（建替又は除却等の場合にあつては、耐震改修に要する費用相当分）とする。ただし、同表の第３欄に定める額（以下「補助対象経費限度額」という。）を限度とする。

２ 前項の規定にかかわらず、とっとり住まいる支援事業に基づく補助金を利用する場合にあつては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を補助対象経費から除く。

３ 第１項に規定する補助対象経費について、仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。

（補助金の算定等）

第７条 本補助金の額は、補助対象経費に別表第３の第４欄の割合（以下「補助率」という。）を乗じて得た額に相当する額（1,000 円未満の端数は、切り捨てる。）とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請の時期等）

第８条 規則第５条の規定により、本補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書を町長が定める日までに町長に提出しなければならない。

２ 規則第５条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に定める書類は、次に掲げるものとする。

（１） 事業（変更）計画書（様式第 1 号）

（２） 収支予算（決算）書（様式第 2 号）

３ 補助事業者は、第 1 項の規定による申請に当たり、補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかでないときは、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費（補助対象経費限度額を限度とする。）に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）を交付申請することができる。この場合において、当該仕入控除税額を含む額は、補助金の額を限度とする。

（交付決定の時期等）

第 9 条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、町長がその財源に充当する国及び県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則とし 30 日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

２ 町長は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定することができる。この場合において、補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額する

ものとする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第12条第1項の町長が別に定める変更は、補助対象経費の額の変更又は補助事業の完了年月日の変更（当該年度において完了しない場合に限る。）以外の変更とする。

(実績報告書の時期等)

第11条 規則第17条第2項の実績報告書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号をとり、補助事業完了後1か月を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月8日から施行し、平成26年度から適用する。

(震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の廃止)

2 震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成21年三朝町告示第19号）は、廃止する。

附 則（平成29年告示第14号）

この改正は、平成29年2月9日から施行する。

附 則（平成29年告示第63号）

この改正は、平成29年4月26日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則（平成30年告示第 号）

この改正は、平成30年11月13日から施行し、平成30年度事業から適用する。

別表第3（第6条、第7条関係）

1 対象建物等	2 補助事業	3 補助対象経費限度額	4 補助率
一戸建ての住宅（擁壁を含む。以下同じ。）	(1) 次のいずれかに該当する耐震診断（その時点における最新の基準によって行われるものに限る。） ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの	一般診断法にあつては、1戸当たり86.4千円（当該対象建築物等の設計図書がない場合にあつては、111.24千円） その他の診断法にあつては、1戸当たり134千円	3分の2
共同住宅若しくは長屋又は建築物（擁壁を含む。以下同じ。）	イ 指針第一に示すもの ウ 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第1項第3号後段又は同第2項第3号に定める費用	3分の2
通行障害既存耐震不適格建築物	エ アからウまでに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第2項第3号に定める費用	6分の5
一戸建ての住宅	(2) 改修設計	1戸当たり240千円	3分の2
共同住宅若しくは長屋又は建築物		国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第1項第3号後段又は同第2項第3号に定める費用	3分の2
要緊急安全確認大規模建築物及び通行障害既存耐震不適格建築物		国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第2項第3号に定める費用	6分の5
一戸建ての住宅	(3) 次のいずれかに該当する耐震改修又は建替（ウ及びエにあつては、イの基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの イ 指針第二に示す耐震改修を行い、 I_w が1.0以上になるもの ウ 指針第二に示す耐震改修を行い、 I_w が0.7以上となるもの エ 指針第二に示す耐震改修を行い、2階建て住宅の1階部分の I_w が1.0以上となるもの（イの基準を満たすために、段階的に行われるものに限る。） オ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの	1戸当たり1,000千円	(1) 昭和56年5月31日以前に建築されたものにあつては、3分の2 (2) 昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に建築されたものにあつては、3分の1

	(4) 除却	1戸当たり822千円	23パーセント
	(5) 耐震シェルター設置（原則として1階部分に設置するものに限る。）		
	(6) 屋根瓦耐震対策（次のいずれかに該当するもの） ア 屋根の軽量化又は屋根瓦の落下防止措置を行うもの（屋根瓦にあつては、「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（社団法人全日本瓦工事業連盟他発行）」に基づいて施工するものに限る。） イ アに掲げる耐震対策と同等以上に安全性を向上すると認められるもの	1戸当たり300千円	3分の1
	1 表中（3）においてIwとは指針第1第1号に掲げる構造耐震指標のことをいい、改修前、改修後のIwとは各階の張り間及び桁行方向のIwのうちの最小値とする。ただし、エにおいて2階建の1階部分の最小値とする。 2 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）により診断する場合、Iwを「評点」と読み替えるものとする。 3 その他指針第1第1号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合にあっては、Iwは当該指標によることができる。 4 擁壁又はブロック塀については改修（撤去又は再設置を含む。）後にア又はオとなるものを対象とし、当該改修費用は住宅・建築物の改修費用に含めて補助対象経費を算定する。（以下同じ。）		
共同住宅若しくは長屋又は建築物（避難路沿道等を含む。）	(7) 次のいずれかに該当する耐震改修、建替又は除去 ア 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの イ 指針第二に示すもの ウ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第4項第3号、第4号、第5号又は同第5項第2号に定める費用	23パーセント
要緊急安全確認大規模建築物			3分の2
通行障害既存耐震不適合建築物又は防災拠点建築物			36.7パーセント
緊急輸送道路沿道等建築物、避難所等			3分の1
特定天井	(8) 次のいずれかに該当する耐震改修又は除却	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第5項第2号(2)に定める費	ア 避難所等にあつては、3分の1

	<p>ア 建築基準法施行令第39条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>イ アに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>	用	イ 避難所等以外にあっては、23パーセント
避難所等	<p>(9) 非構造部材耐震対策(住宅については照明設備を除く。)</p> <p>非構造部材は支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、当該支持構造部は建築物の構造耐力上主要な部分に、地震の震動及び衝撃によって脱落しないようにそれぞれ緊結するとともに、地震の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。</p>	9,000千円	
一戸建て住宅		一戸当たり300千円	
避難所等、一戸建て住宅以外		6,000千円	
ブロック塀	(10) 除却	1メートル当たり9千円	3分の2(150千円を限度とする。)
	(11) ブロック塀を除却した範囲に行う軽量のフェンス・生垣等への改修	1メートル当たり25千円	3分の1(100千円を限度とする。)

別表第1（第4条関係）

補強コンクリートブロック塀（鉄筋が入っているもの）の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1. 高さ	2.2メートル以下	はい	いいえ
2. 壁の厚さ	高さ2メートルを超える塀の場合は、15センチメートル以上	はい	いいえ
	高さ2メートル以下の塀の場合は、10センチメートル以上	はい	いいえ
3. 鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦にそれぞれ径9ミリメートル以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
	壁内に径9ミリメートル以上の鉄筋が縦横80センチメートル以内の間隔で入っている	はい	いいえ
4. 控壁（高さが1.2メートルを超える塀の場合）	長さ3.4メートル以内ごとに径9ミリメートル以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの5分の1以上突出してある	はい	いいえ
5. 基礎	丈が35センチメートル以上で、根入れ深さが30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6. 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1ミリメートル以上のひび割れがある	いいえ	はい
7. ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
8. その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価	8項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です。		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6メートルを超えるもの	はい	いいえ

別表第2（第4条関係）

組積造の塀（鉄筋が入っていない補強コンクリートブロック塀を含む。）の点検表

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1. 高さ	1.2メートル以下	はい	いいえ
2. 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上ある	はい	いいえ
3. 控壁	長さ4メートル以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4. 基礎	根入れ深さが20センチメートル以上ある	はい	いいえ
5. 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1ミリメートル以上のひび割れがある	いいえ	はい
6. ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7. その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価	7項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です。		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6メートルを超えるもの	はい	いいえ

様式第1号（第8条関係）

年度三朝町震災に強いまちづくり促進事業（変更）計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

（単位：千円）

事業区分	対象区分	補助対象経費	補助金交付申請額	備考
合計				

（注）（1） 事業区分の欄には、耐震診断、改修設計、耐震改修、建替、除却、耐震シェルター設置、屋根瓦耐震対策又は非構造部材耐震対策の別を記載すること。

（2） 対象区分の欄には、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅（マンション）、建築物、要緊急安全確認大規模建築物、防災拠点建築物、通行障害既存耐震不適格建築物、緊急輸送道路沿道等建築物、避難路沿道等建築物、避難所等、特定天井又はブロック塀の別を記載すること。

（3） 変更申請の場合は、変更前の内容を上段に（ ）書すること。

（4） 備考の欄には、耐震診断の方法の別（一般診断、精密診断、二次診断又は三次診断）、設計図書の有無等を記載すること。

3 事業開始（予定）年月日

4 事業完了（予定）年月日

※耐震改修、建替又は除却を行う場合（一戸建て住宅を除く）に限り複数年度の事業計画とすることができる。

添付書類（対象施設が特定されている場合）

1 事業区分が改修設計、耐震改修、建替又は除却の場合にあつては、耐震診断の結果のわかる書類を添付すること。

2 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※ 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※ 過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※ 今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

収支予算（決算）書

収入の部

区 分	予 算 (決 算) 額	備 考
補 助 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

支出の部

区 分	予 算 (決 算) 額	備 考
	円	
	円	
合 計	円	

年度三朝町震災に強いまちづくり促進事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

建物名称	事業区分	対象区分	補助対象経費 (千円)	補助金 (千円)	備考
合計					

- (注) (1) 事業区分の欄には、耐震診断、改修設計、耐震改修、建替、除却、耐震シェルター設置、ブロック塀耐震対策、屋根瓦耐震対策又は非構造部材耐震対策の別を記載すること。
- (2) 対象区分の欄には、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅(マンション)、建築物（主たる用途を併記）、要緊急安全確認大規模建築物、防災拠点建築物、通行障害既存耐震不適格建築物、緊急輸送道路沿道等建築物、避難路沿道等建築物、避難所等、特定天井又はブロック塀の別を記載すること。
- (3) 備考の欄には、耐震診断の方法の別（一般診断、精密診断、二次診断又は三次診断）、設計図書の有無等を記載すること。

3 事業開始年月日

4 事業完了年月日

添付書類

- 耐震診断にあつては、平成18年9月15日付国住指第1385号国土交通省住宅局建築指導課長通知に定めるところにより耐震診断を行った者が作成した耐震診断結果報告書、耐震結果概要書等の写し
- 耐震改修にあつては、改修後の耐震性能について記載された書類の写し
- 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無
 - ※ 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。
 - ※ 過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。
 - ※ 今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。